記入上の注意 - 認知・出生届

記入に際しての留意事項は次の通りです。よく読んで間違いのないようにお書きください。

- ① 出生届は、記載例に従って記入して下さい。
- ② 出生届の際のお子様の姓は日本の姓(日本の戸籍上の苗字)になります。 お子様の名については、フランスの出生証明書の名前と日本側へ届け出る名前(戸籍に記載する名前)が異なる場合には、出生届の「その他欄」に次のようにお書きいただく必要があります。
 - (例) 仏側の出生届証明書の名は、「マノン 恵」と記載されているが、日本側には「マノン」と届出る。 なお、戸籍の氏名及び住所には、「・」「一」「=」「、」等の記号は記載されませんので、お書きにならないで下さい。
- ③ 外国人親の氏名は姓を先に、名は出生証明書の記載どおり省略せずにカタカナでお書き下さい。 お子様の名前と同様、記号は記載されませんので、お書きにならないでください。
- ④ フランスの地名は、パリ市以外は、"フランス国"の後に県名を入れて下さい。

例:フランス国オードセーヌ県クリシー市ニコロ通り1番地 フランス国パリ市第○○区ニコロ通り1番地

- ⑤ 届出用紙には印鑑又は拇印(右手親指)で記載例の通り押印して下さい。
- ⑥ 外国人親の国籍を証明する書類(旅券又は身分証明書)は、認知日及び認知届出時に有効なものが必要です。窓口で必ず原本を提示して下さい。当方にてコピーを取りすぐにお返し致します。 郵送で届け出る場合は、旅券または身分証明書のコピーをとり、市役所で原本に相違ない旨の認証("copie certifiée conforme")を受けたものをお送りください。旅券又は身分証明書の原本を送付される場合は、返送しますので、書留料金分の切手及び返信用封筒を同封して下さい。

新しい戸籍が編成されるまで約2ヶ月かかります。その頃を見計らって戸籍謄本をお取り寄せになるなどして 必ず確認して下さい。